

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第12号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寒川町小児の医療費の助成に関する条例（平成7年寒川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。）」を「満18歳に達した日以後の最初の3月の末日」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

第3条第1項中「（乳児及び幼児等以外の小児にあつては、入院に係る医療）」を削る。

第5条第1項中「乳児及び幼児等」を「小児」に改め、同条第3項を削る。

第6条中「乳児又は幼児等」を「小児」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例（以下「新条

例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新条例第6条の規定の例により行うことができる。